

## 南部広域市町村圏事務組合特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導 監査要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、南部広域市町村圏事務組合（以下「本組合」という。）規約第3条第6号の規定に基づき、共同処理する事務とされた子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第14条第1項、第38条第1項及び第50条第1項の規定に基づき実施する立ち入り検査等（以下これらを「指導等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (指導等の目的)

第2条 指導等は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の質の確保並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費（以下「施設型給付費等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

### (指導等の方針)

第3条 指導等は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対し、法第33条及び法第45条に定める特定教育・保育施設等の設置者・事業者（以下「設置者等」という。）の責務、特定教育・保育等の提供及び施設・事業所（以下「施設等」という。）の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。

2 特定教育・保育施設等の指導等は、毎年度当初に実施計画を定めて実施する。

### (指導監査の実施体制)

第4条 指導監査は、2人以上の職員をもって編成するものとする。

2 指導職員の身分を証明する証票は、様式第1号のとおりとする。

3 実地指導に際しては、指導職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

### (指導等の形態)

第5条 指導等は、次の各号に定めるとおり、集団指導、実地指導及び書面指導の3つの形態により実施する。

(1) 集団指導は、特定教育・保育施設等に対し、運営基準等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定子ども・子育て

て支援提供者を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導は、特定教育・保育施設等に対し、実地により質問、立入り及び検査等を行うとともに、必要と認める場合、運営基準等の遵守に関して各種指導等を行う。

(3) 書面指導は、特定教育・保育施設等に対し、指定した資料を提出させ、それらに基づき運営基準等の遵守に関して確認を行い、必要と認める場合、各種指導を行う。

(指導等の対象の選定)

第6条 指導等は、全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

ア 新たに確認を受けた特定教育・保育施設等については、おおむね1年以内に全てを対象として実施する。

イ アの集団指導を受けた特定教育・保育施設等については、その後の制度の改正、施設型給付費等の請求の実態、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて、対象となる特定教育・保育施設等を選定して実施する。

(2) 実地指導

ア 全ての特定教育・保育施設等を対象におおむね3年に1回実施する。

イ 実地指導の結果、指摘事項に係る改善状況に問題がある等により引き続き指導等が必要と認められる特定教育・保育施設等については、翌年度において実施することができる。

ウ その他、特に実地指導が必要と認められる特定教育・保育施設等を対象に実施する。

(3) 書面指導

実地指導の代替又は追加するものとして理事会が必要と認める場合に実施することとし、理事会が対象となる特定教育・保育施設等を選定する。

(指導等の方法等)

第7条 指導等の方法等は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

集団指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定されている指導内容等を文書により当該特定教育・保育施設等の設置者等に通知する。

## イ 指導方法

集団指導は、特定教育・保育等の提供、施設等の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習会等の方式で行う。

なお、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定教育・保育施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定する。

## (2) 実地指導

### ア 指導通知

実地指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により当該特定教育・保育施設等に通知する。

### イ 指導方法

実地指導は、特定教育・保育施設等の設置者等から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行う。

### ウ 結果通知

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なもの等を除き、後日、文書によって指導内容を当該特定教育・保育施設等及び関係市町長に通知する。

### エ 改善報告書の提出

文書で指摘した事項については、文書により報告を求め、提出された報告書は、関係市町長に通知する。

## (3) 書面指導

### ア 指導通知

書面指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ書面指導の根拠規定、目的並びに提出資料の種類、提出期限及び提出方法等を文書により当該特定教育・保育施設等に通知する。

### イ 指導方法

書面指導は、運営基準等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者からの聴き取り等により行う。

### ウ 結果通知

書面指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なもの等を除き、後日、文書によって指導内容を当該特定教育・保育施設等及び関係市町長に通知する。

### エ 改善報告書の提出

文書で指摘した事項については、文書により報告を求め、提出された報告書は、関係市町長に通知する。

(監査への変更)

第8条 実地指導中に、次に該当する状況を確認した場合は、次条以下に規定するところにより、直ちに監査を行うこととする。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

(監査の目的)

第9条 監査は、特定教育・保育施設等の質の確保及び施設型給付費等の適正化を図ることを目的とする。

(監査の方針)

第10条 監査は、特定教育・保育施設等について、著しい運営基準違反が疑われる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

(監査対象の選定)

第11条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行う。

なお、特に(3)の情報に基づく場合には、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行う。

- (1) 要確認情報
  - ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）
  - イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す特定教育・保育施設等の設置者等に係る情報
- (2) 実地指導において確認した情報  
法第14条第1項の規定に基づき行った実地指導において、特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報
- (3) 重大事故に関する情報  
死亡事故等の重大事故の発生又は当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命、心身又は財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報
- (4) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報

(監査の方法等)

第12条 監査方法等は次のとおりとする。

(1) 実施通知

監査を行うことが決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により特定教育・保育施設等の設置者等に対して通知する。ただし、実地指導中において、監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合は、この限りではない。

(2) 実施方法

前条に規定する監査対象の選定基準を踏まえ、特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は担当職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。

(3) 結果通知

監査の結果、改善を要すると認められた事項については、後日文書によりその旨の通知を行う。

(4) 改善報告書の提出

文書で通知した事項については、文書により改善報告を求め、提出された報告書は、関係市町長に通知する。

(行政上の措置)

第13条 理事会は、確認監査の結果、違反疑義等が認められた場合には、当該特定教育・保育施設等が所在する関係市町の長に対し、法第39条および第51条（勧告、命令等）、法第40条および第52条（確認の取消し等）の規定による行政上の措置を機動的に行うよう通知するものとする。

2 前項の規定により、関係市町において行政上の措置が行われた場合には、当該特定教育・保育施設等への措置状況等を確認し、関係市町との密接な連携により違反疑義等の再発防止に努めるとともに、今後の確認指導及び確認監査等に反映させるものとする。

(重大事故が発生した特定教育・保育施設等に係る留意点)

第14条 特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が市町によって実施された場合には、検証の結果を踏まえた再発防止策についての当該特定教育・保育施設等における対応状況等を確認する。

2 特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合、検証の結果については、今後の指導等に反映させる。

(復命会)

第15条 指導結果、監査結果については、復命会で審議する。

2 前項で掲げる復命会は、総務振興課長、教育・保育係等で構成し、必要に応じて関係者に出席を求めることができる。

(関係機関への情報提供)

第16条 理事会は、確認指導及び確認監査の結果並びに改善報告書の概要等について、必要に応じて沖縄県その他関係機関に情報提供するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるほか、確認指導及び確認監査の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

様式第1号

(第1面)

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日                      年    月    日生</p> <p>年 月    日交付</p> <p>年 月    日限り有効</p> <p>南部広域市町村圏事務組合</p> <p>理事長                      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写 真</p> </div>
---	---

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

# 南部広域市町村圏事務組合特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業者指導監査の流れ

※子ども・子育て支援法に基づく、指導監査

